

## 6 春の全国交通安全運動

### 1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

### 2 運動の期間等

- (1) 運動期間 4月6日から4月15日までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日

### 3 運動の重点等

(全国重点)

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

(地域重点)

こどもの交通事故防止  
～歩行者ファースト意識の浸透～

### 4 主な推進事項

推進項目	推進事項
こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 歩行者の交通ルール遵守の徹底<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けを強化する。</li><li>・ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）を踏まえた交通安全教育等を推進する。</li><li>・ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進する。</li><li>・ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。</li></ul></li><li>○ 歩行者の安全の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。</li></ul></li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進する。</li> <li>・ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策を推進する。</li> <li>・ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。</li> </ul>
<p>歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者の歩行者等への保護意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーを呼び掛ける。</li> <li>・ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護を徹底する。</li> <li>・ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進する。</li> <li>・ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性について広報啓発に努める。</li> <li>・ 夜間等は、歩行者等を早期発見するために、先行車や対向車がない場合等におけるハイビームの原則常用を徹底する。</li> </ul> </li> <li>○ 飲酒運転等の根絶 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成する。</li> <li>・ 運行管理者や安全運転管理者等のアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認及び記録を徹底する。</li> </ul> </li> <li>○ 妨害運転の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発に努める。</li> <li>・ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 高齢運転者の交通事故防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育及び広報啓発に努める。</li> <li>・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）と、これに限定した運転免許制度の普及啓発に努める。</li> <li>・ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の一体となった広報啓発による自主返納を促進する。</li> </ul> </li> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解を促進する。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知を徹底する。</li> <li>・ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。</li> </ul>
<p>自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は例外、歩行者を優先など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守を徹底する。</li> <li>・ 全ての利用者に乗車時のヘルメット着用が努力義務化されていることから、これを広報するとともに、ヘルメット着用による安全性向上等に関する有効な情報提供を行い、着用を促進する。</li> <li>・ 「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、全ての自転車利用者に義務づけられている自転車損害賠償保険等への加入の徹底を図る。</li> <li>・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守を徹底する。</li> <li>・ 令和6年11月1日に施行された自転車乗車中の「ながらスマホ」の禁止と、自転車による酒気帯び運転や同乗行為、運転者に対する酒類提供・自転車提供の禁止について周知を図る。</li> <li>・ 傘差し等の片手運転、イヤホン使用時の危険性の周知と指導を徹底する。</li> </ul> </li> <li>○ 業務運転中の自転車の安全利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 自転車利用者自身の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車の被視認性の向上を図るための反射用品等の視認効果等の周知と取付けを促進する。</li> <li>・ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発を推進する。</li> <li>・ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備を促進する。</li> <li>・ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を徹底する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>こどもの交通事故防止 ～歩行者ファースト意識の浸透～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先を徹底するために歩行者ファースト意識の浸透を図る。</li> <li>○ 歩行者に対する安全な横断方法と確実な安全確認（横断する意思表示の方法）の指導啓発を推進する。</li> </ul>
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。</li> <li>○ 各種会議、会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を徹底する。</li> </ul>

